

写

「米政策改革」に伴う稻作農家の経営安定確保
の求めに関する

要 請 書

平成29年2月

当別町長 宮 司 正 穀 様

「米政策改革」に伴う稲作農家の経営安定確保の求めに 関する要請書

これまで、北海道の水田農業は、我が国の米の安定供給や地域経済の維持・発展に大きな役割を果たしてきました。北海道米が名実ともに「日本一の米どころ」を実現していくため、現在も様々な取組みに弛まぬ努力を行っています。

これに併せて、本町水田農業においても、「石狩管内の米どころ」としての責務を重んじ、関係者が一体となり需要に応じた生産に取組んでいるところです。

こうした中で、国は「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）第二条に、政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進を行うとしていますが、平成30年を目途に、行政による生産数量目標の配分から生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた米生産を行うとする米政策の見直しを新たに進めています。

このため、北海道では道産米への多様なニーズに的確に応えていくため、「生産の目安」を設定し、今後も需要に応じた生産を推進していくこととしていますが、生産現場からは、生産数量目標の配分に対する国の係わりが薄らぐと、計画的な米の生産に乱れが生じ、無謀な生産に歯止めが利かなくなり価格下落に繋がるなどの不安の声が多く発せられているのが現状です。

また、政府の規制改革推進会議が昨年9月に提起した主要農作物種子法廃止についても、十分な議論を重ねないまま廃止法案が提出される唐突さに現場として憤りを感じるとともに、不信感を持たざるを得ません。更に、この根拠法廃止により、北海道農業の基幹作物栽培の根幹を揺るがすものではないかと、大きな危機感を抱くものであります。

以上の事から、生産者の不安を払拭し、地域水田農業経営の充実を図ることを政府に求めていただきたく、下記の要旨を踏まえた意見書の提出を要請するものであります。

記

- 1 平成30年より新たな生産数量目標配分に移行することにあたり、新たな基本計画に位置付けている品目別の食料自給率目標が確実に達成されるよう、米の無計画な生産が行われないための監視体制を確立すること。
- 2 円滑な生産調整を推進するため措置されている産地交付金について、農業者が安心して生産活動が行えるため、交付要件の期中変更などが断じて実施されぬよう、飼料用米を含めた戦略作物に対する予算を十分に確保すること。
- 3 主要農作物種子法の廃止に伴い、優良種子の安定供給が損なわれたり、高額な種子の出回りが起きぬよう、国が種子の生産流通環境を監視する体制整備に努めること。

平成29年2月4日

要請団体

北石狩農業協同組合
代表理事組合長 川村 義宏

株式会社 辻野商店
代表取締役社長 辻野 浩

当別土地改良区
理事長 山田 智

篠津中央土地改良区
理事長 古谷 陽

中新土地改良区
理事長 五十嵐 吉美

当別町商工会议
会長 山田

石狩北部森林組合
代表理事組合長 六角 英

当別町農民合同組合
委員長 堀 梅治